調達要求番号　：第１２０号
仕様書番号　：第　４８号
作成年月日　：令和６年１月１８日
作成部隊名　：陸上自衛隊小平学校
　　総務部管理課

非常用発電機燃料地下タンク清掃・漏洩点検
仕　　様　　書

件　　名	非常用発電機燃料地下タンク清掃・漏洩点検	図面番号	１／６
図面名称	表　　紙	縮　　尺	

仕　　様　　書

1　件　名

非常用発電機燃料地下タンク清掃・漏洩点検

2　場　所

東京都小平市喜平町２－３－１　陸上自衛隊小平駐屯地

共　通　仕　様　書

1　一般事項

(1)　本仕様書に記載してある事項のほか、一般財団法人建築保全センター編集・発行「建築保全業務共通仕様書（最新版）」及び監督官の指示による。

(2)　本仕様書及び図面に疑義が生じた場合は、監督官と協議を行いその指示に従うものとする。

(3)　現場の収まり等により、軽微な変更の必要性が生じた場合は、監督官と調整しその指示に従うものとする。ただし、請負金額、納期等の変更は行わないものとする。

(4)　役務実施に関して、隊員及び部外者に傷害等を与えた場合、または施設等に汚損を与えた場合は、請負者の責任において復旧及び保障するものとする。

(5)　使用材料は仮設材を除きすべて新品とし、監督官の検査を受け合格したものを使用する。

(6)　請負者は、現場代理人等を指定し、関係法令に基づき現場の管理を行い防災に努めること。

(7)　作業現場及び許可された場所以外への無断立ち入り等は厳禁とする。

(8)　役務写真は、各作業の作業前・作業中・作業後、使用材料及び施工後隠蔽になる箇所その他、監督官の指示する箇所を撮影し、整理の上１部提出するものとする。

(9)　本役務に必要な申請及び提出書類は監督官の示す規格様式で作成し提出するものとする。

(10)　撤去品が発生した場合、金属類発生材は、関係書類提出後監督官が指示する場所に搬入するものとし、その他は全ての廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき適正に処理するものとする。また、処理の結果は産業廃棄物管理票（A、B_2、D、E）の写しを提出するものとする。

(11)　役務完了後は、作業現場の後片付け及び清掃を行うものとする。

特　記　仕　様　書

２　特記事項

(1)　漏洩点検（対象機器は下表による）

区　分	規格等	内　　容	数量	備考
地下タンク	10kℓ 軽油	気密試験、内部清掃 マンホールパッキン交換	１基	
地下埋設管	10kℓ ﾀﾝｸ用	気密試験	１式	
サービスタンク	500ℓ	清掃	１式	

(2)　業務内容

ア　地下タンクは消防法、危険物規制に関する政令、危険物の規制に関する規則及び条例に定めるところによる。

イ　作業要領は付表により適正に実施し、報告書を２部提出するものとする。

ウ　気密試験はガス加圧法を用いて実施すること。

エ　潜入式清掃実施に当たってはガス検知器、酸素濃度測定器及び換気装置等を使用し、事故災害の防止措置を図ること。

オ　残油についてはローリー等を利用して一時的に移送して作業するものとする。

カ　作業時期及び時間帯においては、事前に監督官と十分に調整し実施する。

(3)　付表

作業項目	作業内容	備考
1　基礎		
(1) 上部スラブ	亀裂・埋没。沈下等の有無を点検する。	
(2) マンホール	①パッキン及びその当たり面の損傷並びに密閉状態の良否を点検する。 ②プロテクター内部の世ぼれ、滞水、滞油及び堆積の有無を点検する。	
2　本体	①タンク内の残油をくみ上げ、沈殿物及び壁面の付着物（スラッジ、錆等）を除去し、ウェス等で吹き上げ、内壁の異常を点検する。 ②ガス加圧法により漏れの有無及び沈殿物、汚れの有無を点検する。	
3　配管	ガス加圧法により漏れの有無を点検する。	
4　通気口	①取付状態の良否を点検する。 ②院化防止網の脱落、腐食及び目詰まりの有無を点検する。	
5　ガス検知口	①ガス検知口より漏洩の点検をする。 ②ガス検知口内、蓋の点検を資、グリス等の補充をする。	
6　標識及び掲示板	汚れの有無を点検し、表示が明瞭であることを確認する。	

(4)　その他

ア　作業は十分余裕をもって行い、完了後は完全に元の状態になっていることを確認する。

イ　必要な機器等の交換及び片付けに伴う機器周辺等の清掃を行うものとする。

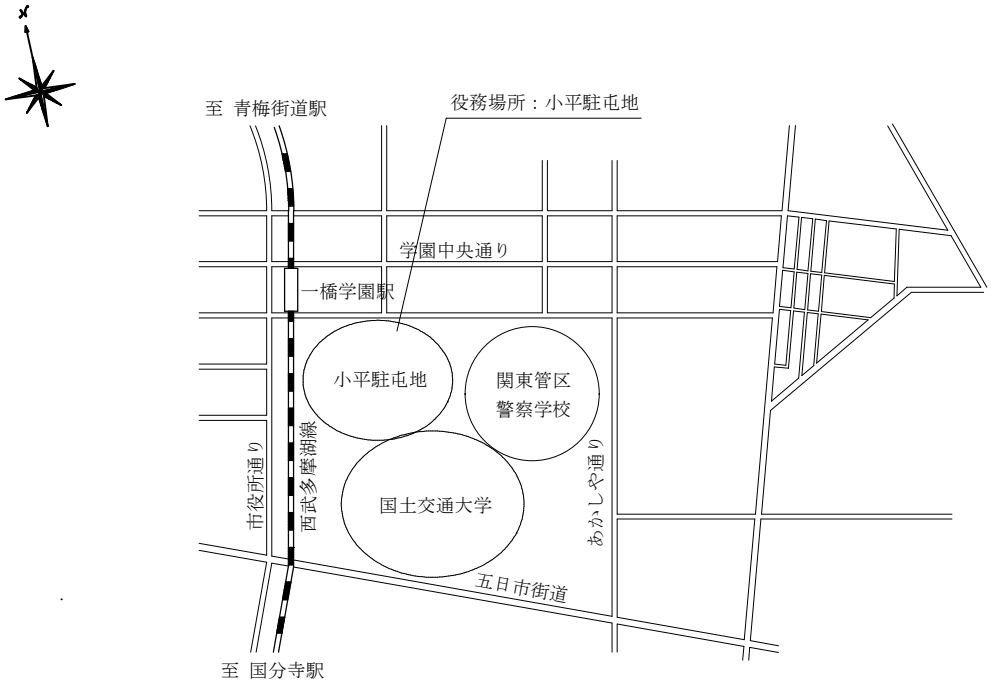

案内図　S＝1/X

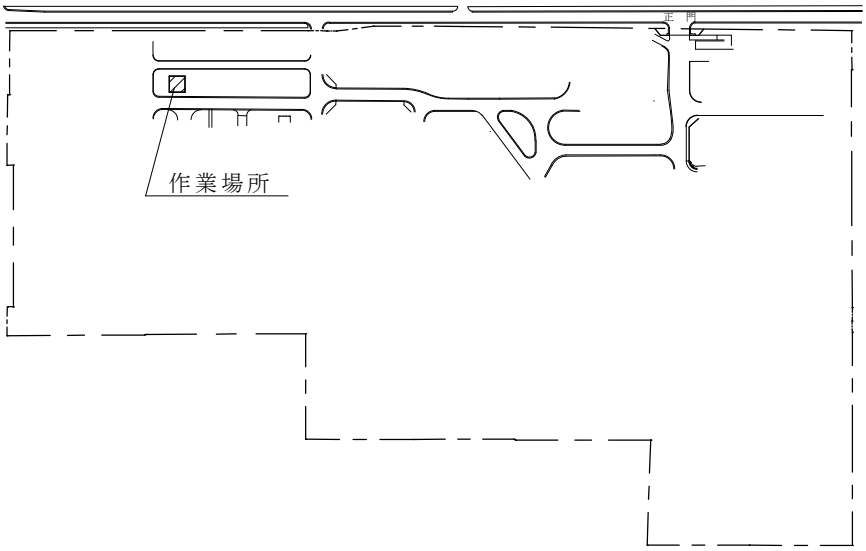

件　　名	非常用発電機燃料地下タンク清掃・漏洩点検	図面番号	5／6
図面名称	案　内　図　・　配　置　図	縮　　尺	NS

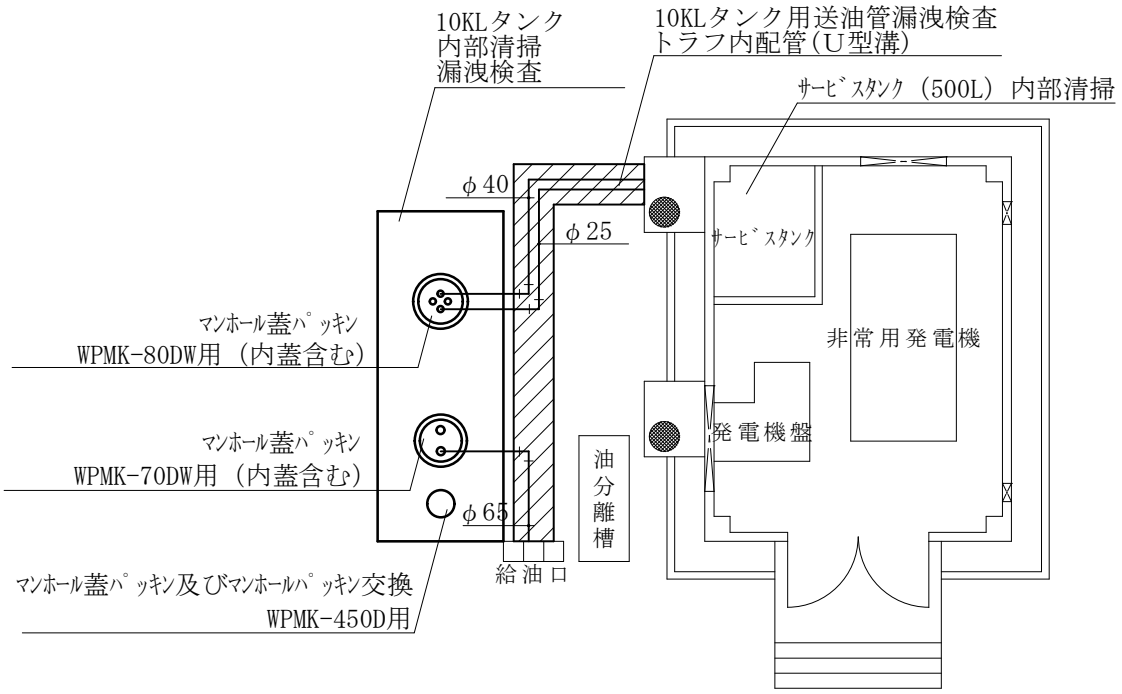

10KLタンク・油配管平面図　S＝1/X

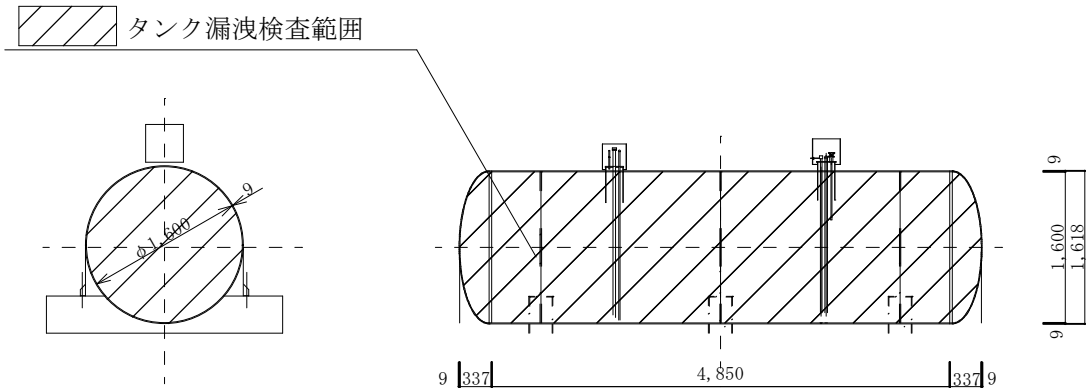

10KL地下タンク断面図　S＝1/X

件　名	非常用発電機燃料地下タンク清掃・漏洩点検	図面番号	6／6
図面名称	平面図・断面図	縮　尺	図　示